

役員候補者推薦細則

(総 則)

第1条 公益社団法人日本地すべり学会規則（以下「規則」という。）第43条第2項に基づき、この細則を定める。

2 この細則は、理事会の議決を経て、変更することができる。

(候補者案の提出)

第2条 会長は、役員候補者選定委員会に対して役員候補者案を提出することができる。

(案の作成)

第3条 前条の役員候補者案の作成については、法律の定めに従うほか、定款、規則及び本細則第4条に規定する基準に従うものとする。

(選定の基準)

第4条 前条の選定基準はつぎのとおりとする。ただし、特段の事情がある場合はこの限りではない。

- (1) 年齢構成の平準化を図り、時代の要請に即応できる体制を構築するため、役員任期末における年齢が65歳に達しないこと。
- (2) 再任者の選定を出来るだけ避け、3期以上継続して役員となるものが役員候補者の半数を超えないこと。
- (3) 広く学際的な知見の活用や活発な意見交換を図るため、各専門分野・関連分野のバランスの取れた構成とし、特定の分野に片寄らないようにすること。
- (4) 適材が有効に活躍できる体制を構築するため、同一組織からの複数候補者の選定を出来るだけ排し、幅広く適材を活用すること。
- (5) 監事は理事経験者又は専門的能力を有する者から選び、適正な監督や助言が行われるようにすること。

附則

この細則は平成21年11月27日に制定したもので、理事会の承認のあった日（平成21年11月27日）から施行する。

附則（平成23年8月30日理事会議決）

この変更細則（第5条追加）は、平成23年8月30日から施行する。

附則（平成24年8月28日理事会議決）

この細則は、平成24年8月28日に一部改定したもので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。